平成２５年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字西里591番地１
債務者　荷川取　健
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第５６７号
愛知県碧南市岬町１丁目55番地　ロイヤルマンションみさき303号
債務者　アクティブこと　藤井　明宏
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
愛知県豊田市東新町３丁目33番地１　カーサ・エレベート602号
債務者　山口　政直
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
愛知県豊田市東新町３丁目33番地１　カーサ・エレベート602号
債務者　山口　香里
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
愛知県豊田市小坂町４丁目19番地　シャーウッドＭＩ206号
債務者　岡村　大吾
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
奈良県香芝市五位堂１丁目482番地１　レオパレス緑の香芝103号
債務者　高田建築研究室こと　高田　　隆
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
奈良県香芝市畑３丁目731番地１　コスモハイツ１番館201号
債務者　**藪**　　優
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
奈良県磯城郡田原本町大字宮古288番地の３202、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町197番地の８
債務者　長谷川コーポレーションこと　荒本　雅彦
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目35番３―204号
債務者　宮本　和久
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
奈良県磯城郡田原本町162番地の４、前住所奈良県磯城郡田原本町大字千代597番地の１Ｐ
債務者　岡本　卓也
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
奈良県橿原市内膳町２丁目４番26号、前住所奈良県橿原市葛本町503番地の３
債務者　まみちゃんことあやかりこと　諸喜田　達彦
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
長崎県長崎市辻町15番58―103号、旧住所長崎県長崎市琴海形上町4129番地２
債務者　相川　　進
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
埼玉県春日部市大枝909番地６
債務者　田村ひろみ（旧姓志良堂）
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏1989番地７
債務者　田畑喜美江（旧姓三原）
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県越谷市伊原２丁目11番15号　レオパレスウィステリア201、旧住所埼玉県八潮市大字新町134番地２　やすらぎの里307
債務者　高木　純一
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１２７号
千葉県市原市東国分寺台１丁目７番地２　南中ノ台ハイツＢ棟103号室
債務者　飯村　光司
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０５号
千葉県船橋市三咲５丁目21番16号
債務者　白井　光一
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係